

安心・安全・安定な 廃棄物管理の提供目指す

廃棄物管理業協会が新春講演会・親睦交流会



大上純也
代表理事

廃棄物管理業者の育成・支援に取り組む「廃棄物管理業協会」は20日、大阪市のフェスティバルスイートで新春講演会および親睦交流会を開催した。同協会は全国各地で活動報告・説明会な

大上純也代表理事氏が「廃棄物管理業の位置づけと役割」と題して講演した。最近廃棄物管理業のフローカー行為や違法性が問題視されている

どを随時行っているが、新春講演会・親睦交流会の開催は今回が初めてで、会員・賛助会員など約120人が参加した。開催に当たりあいさつした大上純也代表理事は、「昨年は食品廃棄物の不正転売という廃棄物業界にとっては非常に迷惑なニュースが世間を騒がせ、業界全体のイメージが低迷し非常に残念な思いだった。しかし、排出事業者様、そしてわれわれ管理会社も適正処理について再度考え直す機会になったのではないかとと思う。そのきっかけを無駄にせずに、われわれ管理会社としても関係業者様と力を合わせ、安心・安全・安定な廃棄物管理を提供させていただけるよう励んで参り、微力ながら業界全体の発展に貢献していく所存だ」と話した。

新春講演会では、同協会顧問弁護士の芝田麻里氏が「廃棄物管理業の

いて触れ、「廃棄物管理業は廃棄物処理法上明文の規定はなく、禁止する規定もない。法律上禁止されていないということ」は適法」とした。なぜ廃棄物管理業が問題視されるかについては、「一部に悪質な管理者が存在し、許可取り消し等がなく行政監督が及びにくいことから違法なことを行



芝田麻里弁護士

っていることが懸念されるためではないか」と指摘した。

廃棄物管理業者が受け入れられていくためには、「廃棄物処理法の正しい知識を持ち、それに基づいた適切な管理業務を行い、社会からの信頼を得て循環型社会に貢献していくことが不可欠」だとした。また、最新事例検討として同志社大学の廃棄物処理法違反事件やダイコーの食品廃棄物横流し事件について解説した。



会員・賛助会員など約120人が参加した